

宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱

(目的)

第1 この要綱は、市町村において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害(以下「大地震等」という。)により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、及び住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定(以下「宅地判定」という。)を行う被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。)の登録に関し、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **宅地** 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第1号に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地の用に供しているもの及び被災した市町村の長が危険度判定の必要を認めた建築物等の敷地の用に供しているもの並びにこれらに被害を及ぼすおそれがある土地をいう。
- (2) **宅地判定士** 被災した宅地の危険度判定を実施する者として、この要綱に基づき知事が登録した者をいう。
- (3) **宅地判定** 宅地判定士が、宅地の被災状況を実地に調査し、擁壁、のり面等の崩壊その他被災した宅地の変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

(登録の対象)

第3 知事は、県内に居住し、又は勤務する者のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第8の規定による講習会を修了した者を、宅地判定士として登録をすることができる。

- (1) 宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第18条各号又は都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第19条第1号イからチまでに該当する者
- (2) 国、地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者
- (3) 国、地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者で、宅地開発に関して10年以上の実務の経験を有する者
- (4) 建築士法(昭和25年法律第202号)による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者、建設業法(昭和24年法律第100号)による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者、二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務の経験を有する者など、知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

(登録)

第4 第3の条件を満たす者で、宅地判定の業務を行おうとする者は、第8による講習を受講した日から1年以内に限り、宮城県被災宅地危険度判定士名簿への登録を知事に申請することができる。

2 知事は、前項の規定による登録の申請があったときは、被災宅地危険度判定士名簿(別記様式第1号)に登録するとともに、当該申請者に被災宅地危険度判定士登録証(別記様式第2号)を交付するものとする。ただし、知事が不適任と認める者については、この限りでない。

- 3 前項の登録の有効期限は、登録された日から5年を経過した日が属する会計年度が終了する日までとする。
- 4 登録を更新する場合は、前3項の規定を準用する。ただし、登録の更新の申請は、登録の有効期限の30日前までに行うものとする。

(他都道府県の登録者等)

第4の2 知事は、県内に居住し、又は勤務する者のうち、他の都道府県で宅地判定士として同等の登録を受けていた者若しくは知事が認める学識経験者等で第3各号のいずれかに該当する者が宅地判定の業務を行おうとする場合は、当該者を第8による講習を受講した日から1年以内の者とみなして第4の規定を適用することができる。

(被災宅地危険度判定士の更新登録者の特例)

第4の3 第4第2項の登録を受けている被災宅地危険度判定士で、当該登録の有効期間の満了する日から、起算して過去5年以内に被災宅地危険度判定の業務を行った者については、第8による講習を受講した者とみなして第4第2項から第4項までの規定を適用することができる。

(登録の申請書類)

第5 第4に規定する宅地判定士の登録を受けようとする者は、被災宅地危険度判定士登録申請書(別記様式第3号)を知事に提出するものとする。

- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 被災宅地危険度判定士実務経験証明書(別記様式第4号)又は一級建築士免許証、技術士登録証若しくは技術士試験の第2次試験に合格したことを証する証書の写し
 - (2) 顔写真2枚(申請前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦3センチメートル、横2.5センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。以下同じ。)
 - (3) 第3第1号又は第4号に該当する者にあつては、卒業証明書その他各号に該当する者であることを証明する書類
 - (4) その他知事が必要と認める書類

(登録事項の変更・抹消)

第6 宅地判定士は、第4の規定により申請した事項のうち、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届(別記様式第5号)を知事に提出するものとする。この場合において、第1号に掲げる事項の変更にあつては、登録証を添付するものとする。

- (1) 氏名
 - (2) 居住地の住所及び電話番号
 - (3) 勤務先の名称、住所及び電話番号
- 2 知事は、前項の届出を受理したときは、届出があつた事項を宅地判定士名簿に登録し、必要に応じ記載事項を変更した登録証を新たに交付するものとする。
 - 3 宅地判定士は、宅地判定士としての登録を抹消しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録抹消申請書(別記様式第6号)及び登録証を知事に提出するものとする。

(登録証の再交付)

第7 宅地判定士は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書(別記様式第7号)に写真を添え、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。

3 前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

(講習会)

第8 第3の講習会は、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 県が宅地判定に必要な知識及び技能向上のために開催するもの

(2) 被災宅地危険度判定連絡協議会が開催するもの

(宅地判定調整員)

第9 知事は、宅地判定の実施に当たり、宅地判定士である者で次項の業務を適正に行うことができると認められた者を被災宅地危険度判定調整員(以下「宅地判定調整員」という。)として認定するものとする。

2 宅地判定調整員は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアルに基づき、被災宅地危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、宅地判定実施に係る宅地判定士の指導監督、宅地判定結果の集計及び宅地判定実施本部長への報告等を行うものとする。

3 知事は、宅地判定調整員を認定したときは、認定年月日を名簿に記載するものとし、被災宅地危険度判定連絡協議会会長に連絡するものとする。

4 第1項に規定する宅地判定調整員は、宮城県被災建築物宅地危険度判定要綱(平成14年6月18日施行)第2第8号イに規定する判定統括コーディネーター及び同号ロ(ロ)に規定する宅地判定技術コーディネーターを兼ねる者の中から認定するものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、宮城県被災宅地危険度判定士登録制度に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 被災宅地危険度判定連絡協議会等が開催した講習会を受講した者で、既に宅地判定士として認定登録を受けている者は、その有効期限までの間、この要綱による宅地判定士と見なす。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

縦3cm×横2.5cm	宮城県
	被災宅地危険度判定士登録証
	氏 名
	生年月日
	登録番号
	登録年月日
	有効期限
宮城県知事	

本証は、地震又は降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地の危険度を判定（被災宅地危険度判定）し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保することを目的に、宮城県知事が「宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱」に基づき交付したものである。

注意事項 住所、勤務先等に変更が生じたときは届け出てください。

本証の更新は、有効期限の30日前までに申請してください。

本人連絡先 _____

電話番号 _____

本証を拾得した場合は、上記連絡先へ御連絡ください。

※ 地震発生後に被災宅地危険度判定士の招集がある場合は下記の電話番号に集合の日時・場所等が録音されていますので、お聞きください。

被災宅地危険度判定士招集録音電話：171-2-022-211-3246

県への連絡用電話番号：022-211-3244

宮城県被災宅地危険度判定士登録申請書

宮城県被災宅地危険度判定士の登録を受けたいので、宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱第4第1項の規定に基づき申請します。

年 月 日

宮城県知事 殿

〒
申請者 住 所

氏 名
電 話 ()
ファクシミリ ()

生 年 月 日	年 月 日生	性 別	男 ・ 女
連 絡 先	勤 務 先	名 称 所在地 〒 () ファクシミリ () 電 話 () ()	
	その他の 連絡先	(携帯電話, 現場事務所, 単身赴任先, E-mailアドレス等について記入してください)	
所 属 団 体			
登録内容の提供 (いずれかを○で囲む。)		円滑な判定を実施するために、登録事項(申請書記載事項)を県内市町村及び知事が必要と認めた建築宅地関係団体へ提供することに ・同意します。 ・同意しません。	
新規申請 <input type="checkbox"/>	現在の被災宅地危険度判定士	年 月 日	写 真 縦3cm×横2.5cm 6か月以内, 無帽 正面, 上半身
更新申請 <input type="checkbox"/>	登録年月日及び登録番号	第 号	
受講会場	受講年月日 及び受講番号	年 月 日	
過去5年以内の被災宅地危険度判定業務	過去5年以内に被災宅地危険度判定業務を行ったことが ・有ります。(年 地震) ・有りません。		
登録対象種別(※)			
1- ()	宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱 第3第1号該当 宅地造成等規制法施行令第18条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからチまでに該当する者		
2	宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱 第3第2号該当 国, 地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者で, 土木, 建築又は宅地開発の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者		
3	宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱 第3第3号該当 国, 地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者で, 宅地開発に関して10年以上の実務の経験を有する者		
4- ()	宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱 第3第4号該当 建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者, 建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者, 二級施工管理の資格を有し, 5年以上の実務の経験を有する者など, 知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めたる者		

(※) 裏面の被災宅地危険度判定士登録対象種別及び証明書類等一覧を参考に、該当する登録対象種別のいずれか一つの番号に○を付け、()に種別の枝番号を記載してください。

(添付書類)

- 1 裏面の被災宅地危険度判定士登録対象種別及び証明書類等一覧に定める書類
- 2 登録証用の写真1枚(縦3cm×横2.5cm。6か月以内の撮影, 無帽正面, 上半身, 無背景, 裏面に氏名を記入)。(この申請書にはり付けるものと登録証用で合計2枚必要です。)

被災宅地危険度判定士登録対象種別及び証明書類等一覧（平成17年4月14日現在）

●宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱第3第1号該当

番号	登録対象種別	証明書類等
1-1	宅地造成等規制法施行令第18条第1号 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	・ 卒業証明書(必要な場合において、履修科目証明書を追加) ・ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-2	宅地造成等規制法施行令第18条第2号 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者	・ 卒業証明書(必要な場合において、履修科目証明書を追加) ・ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-3	宅地造成等規制法施行令第18条第3号 前号に該当する場合を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者	・ 卒業証明書(必要な場合において、履修科目証明書を追加) ・ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-4	宅地造成等規制法施行令第18条第4号 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者	・ 卒業証明書(必要な場合において、履修科目証明書を追加) ・ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-5	宅地造成等規制法施行令第18条第5号(施行規則第23条第1号) 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を終了した者	・ 講習会修了証の写し ・ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-6	宅地造成等規制法施行令第18条第5号(昭和37年建設省告示第1005号①) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者	・ 在学の期間を証明する書類(必要な場合において、履修科目証明書を追加) ・ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-7	宅地造成等規制法施行令第18条第5号(昭和37年建設省告示第1005号②) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者	・ 技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書
1-8	宅地造成等規制法施行令第18条第5号(昭和37年建設省告示第1005号③) 建築士法による一級建築士の資格を有する者	・ 一級建築士免許証の写し
1-8-1	【経過措置】宅地造成等規制法施行令第18条第5号(旧昭和37年建設省告示第1005号④) 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習(H17.4.13まで)を修了した者	・ 認定講習会修了証の写し ・ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-9	都市計画法施行規則第19条第1号イ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	・ 卒業証明書(必要な場合において、履修科目証明書を追加) ・ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-10	都市計画法施行規則第19条第1号ロ 学校教育法による短期大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務の経験を有する者	・ 卒業証明書(必要な場合において、履修科目証明書を追加) ・ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-11	都市計画法施行規則第19条第1号ハ 前号に該当する場合を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務の経験を有する者	・ 卒業証明書(必要な場合において、履修科目証明書を追加) ・ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-12	都市計画法施行規則第19条第1号ニ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務の経験を有する者	・ 卒業証明書(必要な場合において、履修科目証明書を追加) ・ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-13	都市計画法施行規則第19条第1号木 技術士法による第二次試験のうち国土交通大臣が定める部門(建設部門、上下水道部門及び衛生工学部門)に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	・ 技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書 ・ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書(建設部門の場合は不要)
1-14	都市計画法施行規則第19条第1号ヘ 建築士法による一級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	・ 一級建築士免許証の写し
1-15	都市計画法施行規則第19条第1号ト 宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務の経験を有する土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務の経験を有する者で、登録講習機関が規定により行う講習を修了した者	・ 講習会修了証の写し ・ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-16	都市計画法施行規則第19条第1号チ(昭和45年建設省告示第38号①) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務の経験を有する者	・ 在学の期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加) ・ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書
1-17	【経過措置】都市計画法施行規則第19条第1号チ(旧昭和45年建設省告示第38号②) 宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務の経験を有する土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務の経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習(H17.4.13まで)を修了した者	・ 認定講習会修了証の写し ・ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書

●宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱第3第2号該当

番号	登録対象種別	証明書類等
2	国、地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者	・ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書

●宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱第3第3号該当

番号	登録対象種別	証明書類等
3	国、地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者で、宅地開発に関して10年以上の実務の経験を有する者	・ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書

●宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱第3第4号該当

番号	登録対象種別	証明書類等
4-1	建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者	・ 二級建築士免許証の写し ・ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書
4-2	建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者	・ 一級技術検定合格証明書の写し
4-3	建設業法による土木・建築・造園に関する二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務の経験を有する者	・ 二級技術検定合格証明書の写し ・ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書
4-4	知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者	・ 知事が必要と認める書類

被災宅地危険度判定士実務経験証明書

下記の者は

- ・土木、建築又は宅地開発の技術に関して
- ・宅地開発に関して
- ・二級建築士として
- ・土木、建築又は造園に関する二級施工管理技士として

下記のとおり実務の経験を有することを証明します

年 月 日

職 名 _____
 証 明 者
 氏 名 _____ 印

被証明者氏名	生年月日	年 月 日生	証明期間	年 月から	年 月まで
所属・職名	主な経験の内容		期 間		
			年 月から	年 月まで	
			年 月から	年 月まで	
			年 月から	年 月まで	
			年 月から	年 月まで	
			年 月から	年 月まで	
			年 月から	年 月まで	
合 計			年	か月	

宮城県被災宅地危険度判定士登録事項変更届

被災宅地危険度判定士の登録事項に変更がありましたので、宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱第6第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

宮城県知事 殿

被災宅地危険度判定士 住 所

氏 名

被災宅地危険度判定士登録年月日 及び登録番号		年 月 日 第 号
変 更 前		変 更 後
氏 名		
住 所	〒 電 話 () ファクシミリ ()	〒 電 話 () ファクシミリ ()
連 絡 先	勤 務 先	名 称 所在地 〒 電 話 () ファクシミリ ()
	そ の 他	名 称 所在地 〒 電 話 () ファクシミリ ()

氏名変更の場合は、現在の登録証と写真1枚(縦3cm×横2.5cm)を添付してください。

宮城県被災宅地危険度判定士登録抹消申請書

宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱第6第3項の規定により、被災宅地危険度判定士登録の抹消を申請します。

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

〒
被災宅地危険度判定士 住 所
氏 名

被災宅地危険度判定士登録年月日
及び登録番号

年 月 日
第 号

備 考

被災宅地危険度判定士登録証を添付してください。

宮城県被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書

宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱第7第1項の規定により，宮城県被災宅地危険度判定士登録証の再交付を申請します。

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

〒
被災宅地危険度判定士 住 所
氏 名

被災宅地危険度判定士登録年月日 及び登録番号	年 月 日 第 号		
生 年 月 日	年 月 日生	性 別	男 ・ 女
登録対象種別			
再交付を申請 する理由	亡 失 ・ 滅 失 ・ 汚 損 ・ 破 損 ・ その他		
備 考			

- 1 登録証用写真1枚(縦3cm×横2.5cm)を添付してください。
- 2 汚損又は破損の場合は，その登録証を添付してください。
- 3 亡失した登録証を発見したときは，速やかに返納してください。